

変更届記入の手引き

【県外業者】 本社（主たる営業所）が和歌山県外の業者

1 提出方法について

(1) 郵送による提出

提出先	〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所 建設総務課 宛て ※封筒の表に「 <u>入札参加資格変更届在中</u> 」と記入してください。
その他	当課の受付印が必要な場合は、その旨明記し、「必要な額の切手を貼った返信用封筒と返信用書類（変更届の写しや任意の受付票等）」又は「必要な額の切手を貼った返信用はがき」を同封してください。

(2) 持参による提出

受付場所	和歌山市役所 東庁舎4階 建設総務課
その他	変更届に受付印を押印したコピーを控えとしてお渡しします。

2 変更届の記載について

- (1) 住所の記載がある場合、表記にご注意ください。場合によっては変更届、使用印鑑届（委任状）の再提出、競争入札参加資格登録書の差し替えが必要になります。

(例) 都道府県の表記 「〇〇県〇〇市・・・」、「〇〇市・・・」

番地の表記 「・・・1丁目2番3号」、「・・・1-2-3」

- (2) 「担当者氏名」「連絡先電話番号」については、記載内容の問い合わせに対応していただく方の氏名及び連絡先を記載してください。

- (3) 日付は提出日又は作成日を記載してください。

3 注意点

- (1) 経営事項審査や建設業許可の更新に係る届出は不要です。（通知書等の送付は必要ありません）
- (2) 技術職員の採用、退職、資格取得等の届出は不要です。
- (3) 登録期間中、入札参加希望業種の追加、変更はできません。（一般→特定等の許可区分は可能）
- (4) 個別のケースにより下記以外の書類が必要となることがあります。
- (5) 現在、建設工事の契約がある場合で、本市に登録している口座情報に変更が生じた場合は口座振替申出書も提出してください。

4 変更事項ごとの添付書類

- (1) 競争入札参加資格登録内容変更届に下記必要書類を添付して提出。

●は必須、△は該当者のみ必要

変更事項（本社）	添付書類	備考
・代表者氏名	●履歴事項全部証明書（写し可） ●建設業許可変更届（写し） 変更前、変更後が分かる許可変更届（写）を提出してください。 受付印のあるもの。（参考）様式第22号の2 <u>電子申請の場合は、申請したことが分かる画面等を印刷したものも併せて提出してください。</u> △委任状（押印不要・申請時と住所表記統一） ※契約締結権限等を従たる営業所に委任している場合は提出必要。 △使用印鑑届（委任状）（2部、コピー不可） ※現在、和歌山市と建設工事の契約がない場合は提出<u>不要</u>。	
・代表者役職名 （例）社長→取締役社長	△委任状（押印不要・申請時と住所表記統一） ※契約締結権限等を従たる営業所に委任している場合は提出必要。 △使用印鑑届（委任状）（2部、コピー不可） ※現在、和歌山市と建設工事の契約がない場合は提出<u>不要</u>。	
本社（主たる営業所）の ・商号又は名称	●履歴事項全部証明書（写し可） ●建設業許可変更届（写し） 変更前、変更後が分かる許可変更届（写）を提出してください。 受付印のあるもの。（参考）様式第22号の2 <u>電子申請の場合は、申請したことが分かる画面等を印刷したものも併せて提出してください。</u> ●競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留封筒（長形3号・460円分切手貼付け） △委任状（押印不要・申請時と住所表記統一） ※契約締結権限等を従たる営業所に委任している場合は提出必要。 △使用印鑑届（委任状）（2部、コピー不可） ※現在、和歌山市と建設工事の契約がない場合は提出<u>不要</u>。 △和歌山市内営業所等の位置図・写真（P6参照） ※受任先または営業所が和歌山市内にある場合提出必要。	
本社（主たる営業所）の ・所在地	●履歴事項全部証明書（写し可） ●建設業許可変更届（写し） 変更前、変更後が分かる許可変更届（写）を提出してください。 受付印のあるもの。（参考）様式第22号の2 <u>電子申請の場合は、申請したことが分かる画面等を印刷したものも併せて提出してください。</u> △競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留封筒（長形3号・460円分切手貼付け） ※契約する営業所が本社（主たる営業所）の場合提出必要。 △委任状（押印不要・申請時と住所表記統一） ※契約締結権限等を従たる営業所に委任している場合は提出必要。 △使用印鑑届（委任状）（2部、コピー不可）	

	※1 現在、和歌山市と建設工事の契約がない場合は提出<u>不要</u>。 ※2 本社を和歌山県内に変更する場合提出必要。 △和歌山市内営業所等の位置図・写真（P 6 参照） ※本社を和歌山市内に変更する場合提出必要。 △納税証明書（法人事業者：法人市民税に係る納税証明書、個人事業者：個人市民税に係る納税証明書、写し可、発行後 3 か月以内）又は新設したばかりで納税証明書が取れない場合は、 法人設立・事務所等設置申告書（受付済み）の写し ※本社を和歌山市内に変更する場合提出必要。	
本社（主たる営業所）の ・住所表記の変更 (例) ①和歌山県和歌山市〇〇→ 和歌山市〇〇 ②2丁目〇番→二丁目〇番 ③2丁目〇〇番→2-〇〇	△競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留封筒（長形 3 号・4 6 0 円分切手貼付け） ※契約する営業所が本社（主たる営業所）で、競争入札参加資格登録書の記載内容が変わる場合に必要です。 △委任状（押印不要・申請時と住所表記統一） ※契約締結権限等を従たる営業所に委任している場合は提出必要。 △使用印鑑届（委任状）（2 部、コピー不可） ※契約する営業所が本社（主たる営業所）で、現在、和歌山市と建設工事の契約がある場合は提出。	
・電話番号、FAX 番号	なし	
変更事項（受任先）	添付書類	備考
・受任者氏名	●建設業許可変更届（写し） 変更前、変更後が分かる許可変更届（写）を提出してください。 受付印のあるもの。（参考）様式第 2 2 号の 2 <u>電子申請の場合は</u>、申請したことが分かる画面等を印刷したものも併せて提出してください。 ●委任状（押印不要・申請時と住所表記統一） △使用印鑑届（委任状）（2 部、コピー不可） ※現在、和歌山市と建設工事の契約がない場合は提出<u>不要</u>。	
・受任者役職名 (例) 所長→支社長	●委任状（押印不要・申請時と住所表記統一） △使用印鑑届（委任状）（2 部、コピー不可） ※現在、和歌山市と建設工事の契約がない場合は提出<u>不要</u>。	
受任先の ・営業所名称 (所在地の変更なし) 例：和歌山営業所→和歌山支店	●建設業許可変更届（写し） 変更前、変更後が分かる許可変更届（写）を提出してください。 受付印のあるもの。（参考）様式第 2 2 号の 2 <u>電子申請の場合は</u>、申請したことが分かる画面等を印刷したものも併せて提出してください。 ●競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留封筒（長形 3 号・4 6 0 円分切手貼付け） ●委任状（押印不要・申請時と住所表記統一）	

	△使用印鑑届（委任状）（2部、コピー不可） ※現在、和歌山市と建設工事の契約がない場合は提出<u>不要</u>。 △和歌山市内営業所等の位置図・写真（P 6 参照） ※受任先の営業所が市内にある場合提出必要。	
受任先の ・ 営業所名称 （所在地の変更あり） 例：和歌山支店→大阪支店 ・ 所在地	●建設業許可変更届(写し) 変更前、変更後が分かる許可変更届(写)を提出してください。 受付印のあるもの。(参考) 様式第22号の2+(必要に応じて) 様式第1号別紙二(1)、様式第1号別紙二(2) <u>電子申請の場合は</u>、申請したことが分かる画面等を印刷したものも併せて提出してください。 ●競争入札参加資格登録書(原本)+返送用簡易書留封筒(長形3号・460円分切手貼付け) ●委任状(押印不要・申請時と住所表記統一) △使用印鑑届（委任状）（2部、コピー不可） ※現在、和歌山市と建設工事の契約がない場合は提出<u>不要</u>。 △和歌山市内営業所等の位置図・写真（P 6 参照） ※1 和歌山市内間で営業所所在地を変更した場合提出必要。 ※2 和歌山市外から市内に営業所を変更した場合提出必要。 △納税証明書(法人事業者:法人市民税に係る納税証明書、個人事業主:個人市民税に係る納税証明書、写し可、発行後3か月以内) 又は新設したばかりで納税証明書が取れない場合は、 法人設立・事務所等設置申告書(受付済み)の写し ※受任先を和歌山市内に変更(和歌山市内間での変更の場合は不要)する場合提出必要。	
受任先の ・ 新設	●建設業許可変更届(写し) ※受任先(営業所)が分かる許可変更届(写)を提出してください。受付印のあるもの。 (参考) 様式第22号の2+様式第1号別紙二(1) <u>電子申請の場合は</u>、申請したことが分かる画面等を印刷したものも併せて提出してください。 ●競争入札参加資格登録書(原本)+返送用簡易書留封筒(長形3号・460円分切手貼付け) ●委任状(押印不要・申請時と住所表記統一) △使用印鑑届（委任状）（2部、コピー不可） ※現在、和歌山市と建設工事の契約がない場合は提出<u>不要</u>。 △和歌山市内営業所等の位置図・写真（P 6 参照） ※受任先を和歌山市内に新設する場合提出必要。 △納税証明書(法人事業者:法人市民税に係る納税証明書、個人事業主:個人市民税に係る納税証明書、写し可、発行後3か月以内) 又は新設したばかりで納税	

	証明書が取れない場合は、 法人設立・事務所等設置申告書（受付済み）の写し ※受任先を和歌山市内に新設する場合提出必要。	
受任先の ・住所表記の変更 （例） ①和歌山県和歌山市〇〇→ 和歌山市〇〇 ②2丁目〇番→2丁目〇番 ③2丁目〇〇番→2-〇〇	●競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留 封筒（長形3号・460円分切手貼付け） ●委任状（押印不要・申請時と住所表記統一） △使用印鑑届（委任状）（2部、コピー不可） ※現在、和歌山市と建設工事の契約がない場合は提出<u>不要</u>。	
・受任先廃止	●競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留 封筒（長形3号・460円分切手貼付け） △使用印鑑届（委任状）（2部、コピー不可） ※現在、和歌山市と建設工事の契約がない場合は提出<u>不要</u>。	
・電話番号、FAX番号	なし	
変更事項（市内営業所）	添付書類	備考
市内営業所の ・営業所名称	●和歌山市内営業所等の位置図・写真（P6参照）	
市内営業所の ・所在地	●和歌山市内営業所等の位置図・写真（P6参照） △競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留 封筒（長形3号・460円分切手貼付け） ※営業所所在地が変わることにより登録書記載の地区が変わ る場合提出必要。	
・所長等の氏名 ・所長等の役職名 ・電話番号、FAX番号	なし	
市内営業所の ・新設	●競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留 封筒（長形3号・460円分切手貼付け） ●和歌山市内営業所等の位置図・写真（P6参照） ●納税証明書（法人事業者：法人市民税に係る納税証 明書、個人事業者：個人市民税に係る納税証明書、写 し可、発行後3か月以内）又は新設したばかりで納税 証明書が取れない場合は、 法人設立・事務所等設置申告書（受付済み）の写し	
市内営業所の ・廃止	●競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留 封筒（長形3号・460円分切手貼付け）	

変更事項（その他）	添付書類	備考
使用印	●使用印鑑届（委任状）（２部、コピー不可）	※現在、和歌山市と建設工事の契約がない場合届出不要。
実印	●使用印鑑届（委任状）（２部、コピー不可） ●印鑑（登録）証明書（写し可、発行後３カ月以内）	※現在、和歌山市と建設工事の契約がない場合届出不要。
建設業許可の変更 例：一般→特定	●許可通知書(写し)又は許可証明書(写し) ●競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留封筒（長形３号・４６０円分切手貼付け）	入札参加資格を保有している業種のみ。
許可業種の一部削除	●建設業許可変更届(写し)、許可通知書(写し)又は許可証明書(写し) ●競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留封筒（長形３号・４６０円分切手貼付け）	
廃業	●廃業届（写し、受付印のあるもの） ●競争入札参加資格登録書（原本）	

■ 和歌山市内営業所等の位置図・写真

市内営業所等の位置図・写真	位置図：営業所等の所在地がわかる詳細なもの 写 真：次のものをＡ４サイズの紙に貼付（印刷）して提出 ①外観全景 ②営業所正面（看板を写しこんだもの） ③郵便受（ポスト）（事業者名が確認できるもの） ④事務所内部（常駐の状態、備品等が確認できるもの） ⑤建設業法第４０条に基づく建設業許可標識 ※ 主たる営業所、受任先が市内にある場合のみ ⑥建設機械・建設資材等の保管場所 ※ 機械・資材等の保管場所がある場合のみ
---------------	---

■ 市内営業所等の基準

和歌山市内に営業所等を設置し、「受任先」又は「市内営業所」として登録を希望する場合、次のすべての項目を満たす必要があります。

- ① 建設業に係る営業所であることが明確に判明できるような表示を行っていること。
- ② 当該営業所において継続して建設業の営業を行っていることと認められるものであること。
- ③ 当該営業所内において常態的に社員が勤務していることが認められること。
- ④ 建設業の営業及び事務に必要な電話、机、什器、備品等を備えていること。
- ⑤ 建設業の営業に係る独立した当該業者の事務所であること。
- ⑥ 和歌山市に法人市民税又は市民税を納めていること。